



令和3年 9月29日(水)  
(2021年)

No. 15504 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術  
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び  
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆欧州各国の知的財産制度

－第22回－ オーストリア (中) …………… (1)

☆知的財産関連ニュース報道 (中国版) …… (10)

☆イノベーション・ブランド構築に資する

意匠法改正～令和元年改正～…………… (12)

# 欧州各国の知的財産制度

## －第22回－ オーストリア (中)

日本大学法学部 (大学院法学研究科)

教授 加藤 浩

### 1. はじめに

本稿は、欧州諸国の知的財産制度について、複数回に分けて紹介するものである。今回は、オーストリアの知的財産制度のうち、意匠制度を中心に解説する。

### 2. 総論

オーストリアの知的財産法のうち、意匠制度につ

いては、1990年6月7日に可決され、1991年1月1日に施行された意匠法は、2005年、2018年に改正されて、現在に至っている。意匠登録出願は、オーストリア特許庁に出願され、方式的要件について審査されるが、実体審査は行われていない。新規性・独自性などの実体的要件については、無効審判や裁判等において争うことになる。保護期間は、出願日から最大25年とされている。

すべてはクライアントのために

All for Our Clients

# 住友特許事務所

所長 住友 慎太郎※ 弁理士 石原 幸信  
弁理士 浦 重剛 弁理士 市田 哲  
弁理士 苗村 潤※ (※ 特定侵害訴訟代理可)

〒532-0011 大阪市淀川区西中島6丁目1番1号 新大阪プライムタワー20F

TEL (06) 6302-1177(代)

FAX (06) 6308-4126

E-mail : info@sumi-pat.com(代表)

URL : <http://www.sumi-pat.com>